

ハンガリー投資ガイドブック

規制・規則

(2017年3月)

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ブダペスト事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ブダペスト事務所が現地法律事務所 **Kajtár Takács Hegymegi-Barakonyi Baker & McKenzie** 法律事務所に作成委託し、2017年3月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび **Kajtár Takács Hegymegi-Barakonyi Baker & McKenzie** 法律事務所は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび **Kajtár Takács Hegymegi-Barakonyi Baker & McKenzie** 法律事務所が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ブダペスト事務所
E-mail：HUB@jetro.go.jp

The logo for JETRO, consisting of the word "JETRO" in a bold, serif font.

目次

1	査証、許可（2017年3月）	1
2	関税規則（2016年1月）	6
3	不公正・制限的な市場慣行の禁止（2016年1月）	12
4	知的所有権の保護（2016年1月）	16
5	外国為替および外国貿易管理（2016年1月）	19
6	小売店規制（2016年1月）	21
7	外資に対する規制（2016年1月）	22
8	エネルギー効率に関する義務（2017年2月）	23
9	個人情報収集の際の注意点（2016年9月）	25

ハンガリー投資ガイドブック 規制・規則

1 査証、許可（2017年3月）

<日本とハンガリーの間におけるビザ要件の相互免除に関する条約>

ビザ要件の相互免除に関して、日本とハンガリーの間における条約を公布する1997年政令第162号に従い、日本国民は、有効なパスポートを所持している等を条件として、ビザ無しで最大で90日間ハンガリーに滞在できる。この規定は、就労、永住、就業、興行を目的としてハンガリーへ入国する、または90日を超過する期間ハンガリーに滞在することを希望する日本人には適用されない。

<シェンゲン協定>

日本国民のハンガリー入国・滞在には、日本とハンガリーの間における条約だけでなく、シェンゲン協定、そしてその枠組み内のシェンゲン国境の移動に関するさまざまな規定とハンガリーの国内法が適用される。

シェンゲン規定枠組み内のハンガリー移民法により、日本国民は、法律記載の別途定められた要件に従えば、あらゆる180日の期間内で、最大で90日間ビザなしでハンガリーを含めてシェンゲン域内に滞在できる。一方、就労、永住、就業、興行を目的としてシェンゲンへ入国し、または90日を超過する期間一定のシェンゲン国に滞在したい日本人は、各シェンゲン国の国内法に従ってビザが必要となる。ハンガリーでは、上記記載の1997年政令第162号に従い、就労、永住、就業、興行を目的としてハンガリーへ入国・滞在する日本人はビザを取得する必要がある。

また、2013年11月18日からシェンゲン領域での短期滞在期間の計算方法が変更になり、シェンゲン領域国での滞在は、あらゆる180日間にシェンゲン領域国に滞在した日数が90日を超えてはならなくなった。従って、シェンゲン領域国への出張の回数が多い場合は滞在日数の計算に注意が必要である。

*シェンゲン協定の主要なポイントの一つとして国境検査の撤廃があるが、2015年にヨーロッパで大問題となった難民問題を理由に、国境検査の一時的な復活を行う国が数多くあった。

<滞在許可>

あらゆる180日間に、90日を超える期間ハンガリーに滞在したい第三国国民は、滞在許可を取得しなければならない。滞在許可を取得するには、原則として在日ハンガリー大使館で申請するが、ハンガリーへ来てから申請せざるを得ない場合、ハンガリーへの入国後、内務省の入国管理局（BAH）で行う。

<あらゆる180日間に90日未満の就労目的での滞在をする場合>

第三国国民が、ハンガリーへの入国日以降の180日間に90日未満の期間、就労目的で滞在したい場合、滞在許可の取得は必要ないが、シェンゲンビザと労働許可の取得が必要となる。

・労働許可：

当国での就労を目的に入国を希望する第三国国民は、当該第三国国民がハンガリー企業（現地法人）と雇用関係を持つ場合であれ、親会社からの派遣の場合であれ、まず労働許可証(WORK PERMIT)を得る必要がある。労働許可証は、就労先であるハンガリー企業が当国で申請する。労働許可申請の前提として、人材募集手続き(LABOR FORCE DEMAND)を行う必要がある。この人材募集手続きにおいて、申請対象の職位に相応しいハンガリー人の人材募集が可能かどうかの判断がされる。当該職位に相応しいハンガリー人の人材がいなければ、人材募集届けの提出後 60 日以内に、労働許可証申請の手続きに入る。なお、「第三国国民の雇用が総雇用数の 5%未満の場合」「第三国国民がキー・パーソナルとみなされる場合」、そして「第三国国民が労働許可証の期限が切れた後、同じ雇用主に、同じポジションで、同じ就労先の企業で雇用し続ける場合」等は、人材募集届け(LABOR FORCE DEMAND)の手続きが不要となり、労働許可の申請手続きのみが必要となる。

労働許可証の有効期間は 2 年間で、2 年ごとに更新する必要がある。更新については、当国国内で行うことができる。更新手続きは期限の 30 日前から始められる。

<長期滞在>

90 日を超えてハンガリーに滞在する場合、以下のような許可証の取得が求められる。

・就労滞在許可（労働許可と滞在許可が一体化した許可）

2014 年 1 月 1 日より、第三国国民がハンガリーでの就労を目的に滞在し、労働許可の免除の対象とならない場合は、就労滞在許可を取得する必要がある。就労滞在許可は、1 回の手続きで労働許可と滞在許可を合わせて申請できる。就労滞在許可申請の前提として、ハンガリーの派遣先であるハンガリー企業は人材募集手続き（LABOR FORCE DEMAND）を行っておく必要がある（例外あり）。就労滞在許可申請は、原則としてハンガリーへの入国前に、居住する国のハンガリー大使館で申請する必要があるが、やむなくハンガリーへ来てから申請せざるを得ない場合、ハンガリーへの入国後、内務省の入国管理局（BAH）で行う。入国管理局は申請者の就労を承諾するため、労働センターへの公式な問い合わせを行う手続きを取る。なお、就労先もしくは派遣先のデータの収集、必要書類の収集、提出は、申請者の義務・責任となる。移民管理局は、就労滞在許可申請について 90 日以内に決定する。就労滞在許可の有効期限は最長 2 年だが、更新はハンガリー国内で可能である。

***90 日を超える就労目的での滞在において就労滞在許可の取得が免除される場合**

下記の場合、就労滞在許可の取得は免除されるが、90 日を超える滞在が必要なため滞在許可の取得が必要となる。

第三国国民の労働許可の取得条件と免除に関する 445/2013 (XII.30) 号の政令により、主に以下の場合には、就労滞在許可を取得する必要はない。

- a) 外資系企業の最高経営責任者や監査役会メンバー。
- b) 外資系企業の支店や駐在員事務所の最高責任者として就業する外国人。（国際協定を結んでいる場合）
- c) 大学、学術研究所などで外国人が客員として滞在する場合。

- d) 外国サプライヤーが契約に基づき自社の製品、設備にかかわる据付作業やその他のサービスを施す場合など（就労は30日の期間内で15日を超えない場合）。

<ブルーカード>

ブルーカードは、教育水準の高い第三国国民のシェンゲン域内における就労・滞在を促進する目的で導入されており、2007年11月に国内法制化された。ハンガリー国内では、移民局にて申請し労働局への申請は不要であるため、労働滞在許可の取得と同様に一つの窓口にて申請が可能である。ブルーカード申請者の給料は、最低限ハンガリーの平均賃金の1.5倍であることが必要である。ブルーカードの有効期限は、最低1年、最大4年であるが、申請者のハンガリー企業との雇用契約期間が4年未満の場合、それが上限となる。なお、更新は可能である。

ハンガリー法において、ブルーカードの申請にあたっては、「申請者がハンガリーで雇用されることが、ハンガリーの労働政策において重要である」ことが必要であるとしている。また、申請者は高い教育を受けており、独特の知識を有していることを証明する必要がある。しかし、その知識がなぜ特別であるか、また、なぜ申請者がハンガリーで雇用されることがハンガリーの労働政策において重要なのかについて証明することは非常に困難であるため、ハンガリーでのブルーカード申請は難しい現状がある。

ブルーカード所有者の家族がハンガリーで労働を行うには、別途労働許可の取得が必要であるが、その許可取得はハンガリーの労働市場調査をせずに発行できる簡易手続きが適用される。

<ICT許可>

EUはICT許可の国内法制化期限を2016年11月29日と定めていたが、ハンガリーでは2016年9月30日に国内法制化された。ICT許可は、労働者の企業グループ内での移動を促進することが目的で導入された。企業グループからの派遣にはICT許可、一方現地で雇用契約を結ぶ労働者は就労許可を取得することが前提とされている。EUが求めるICT許可の取得条件は、「企業グループ内での派遣であり、派遣元での就労期間を最低3カ月、最大1年であることを証明すること」としている。この証明期間は、各国でより厳しく、長く設定することも可能である（例：最低1年、最大3年など）。就労期間が最大を超えていても、就労証明する期間は各国で定められた期間のみでよい。

しかし、ハンガリー法では法令の記述が異なっており、「派遣元の企業と最低1年から最大3年の雇用関係を有する者」がICT許可の対象となっている。これは証明期間ではなく、就労期間である。このことから、3年以上の雇用関係が派遣元のグループ企業とある場合、ICT許可の適用外となってしまう。EU指令では、3年以上の雇用関係が派遣元のグループ企業とある場合でも、就労期間の証明をすればICT許可の対象となるが、ハンガリーでは就労期間が最大3年と定められているため、3年以上の雇用関係が派遣元のグループ企業とある場合は対象外となる。そのため、3年以上の雇用関係を持つ派遣対象者はICT許可ではなく、就労滞在許可の申請が必要となっている。国内法および実務が今後変更されるかどうかは不明である。

就労滞在許可の期限は2年で更新可能であるが、ICT許可の期限は最大3年（インターンの場合1年）で更新は不可能である。

会社の登記簿上の Managing Director（取締役）および Supervisory Board Member（監査役員）が、MD・SB 以外の活動を行わない場合、ICT 許可ではなく、滞在許可のみの取得が必要である。MD、SD での滞在は「役員職」、「エキスパート」であることについて証明する必要がある。

<入国管理局>

ブダペスト在住者が手続きを行うための発給事務所は、次の通りである。

入国管理局（IMMIGRATION OFFICE, BAH）

- ①住所 1117 Budapest Budafoki ut 60. 電話 463-9100
- ②住所 1104 Budapest Harmat ut 131. 電話 433-0492, 0494, 0482
- ③住所 1075 Budapest VII., Károly krt. 11. 電話 463-9100（一定の許可申請のみ）

<現地人の雇用義務>

これに関しては特に定められていない。ただし特定の税優遇を受けるためには、一定数以上の現地労働者の雇用が条件となる。

*ビザ、許可の申請手続きについては、頻繁な変更、当局の運用、解釈等により内容が異なる場合があるので、必ず申請窓口ほか専門家に確認をすることが望ましい。

<駐在員雇用の際の義務>

- ① 情報提供の義務：サービス提供・受領に関する契約に基づき、サービスを受領する国内企業には、サービスを提供する外国企業に対して、ハンガリーの労働法 295 条記載の労働の最低条件について通知する義務がある。通知はサービス提供契約を締結する前に行わなければならない。国内企業が外国企業に対して通知義務を怠った場合、国内企業が保証人として責任を持つことになる。例として、外国企業が派遣社員の給与を支払わなかった場合に従業員が給与の支払いを請求する場合、国内企業にも支払い義務が発生する。国内企業が通知義務を怠ったことが発覚した場合、最大 1,000 万フォリントまでの課徴金が国内企業に課せられる可能性がある。
- ② 書類の保管義務：国内企業には、外国企業と派遣労働者との雇用契約や給与支払いに関する書類、および労働時間記録もしくはそのコピーについて、労働監督所の求めに応じて提供する義務が課せられる。そのため、国内企業がかかわっていない外国企業と派遣者の契約に関しても、国内企業がアクセス可能な場所に保管する必要がある。この義務は派遣期間中および派遣終了から 3 年間続く。派遣社員の賃金、社会保険、年金等を外国企業が未払いであることを国内企業が知っていた場合、もしくは確認ができる状態でありながら確認しなかった場合、それらの支払いに関して外国企業と連帯責任を負う。また、派遣社員は外国企業だけでなく国外企業に対しても賃金等の請求が可能となる。

- ③ データ通知義務および陳述の義務：外国企業はサービス提供の開始日までに、サービス適用の開始日、派遣労働者が行う活動、外国企業の基本データ、ハンガリーでの雇用に関する基本条件について労働監督所へ通知する義務が課せらる。また、外国企業は、国内企業への書類送信および労働監督所との連絡を担当する責任者を任命し、電子的に労働監督所に通知する必要がある。

2 関税規則 (2016年1月)

<EU関税法の概念>

欧州連合¹の基本条約である1957年のローマ条約は、物品、資本、サービスおよび人材の移動の自由を定めている。物品の移動の自由を保障、そして第三国から輸入される製品に対する共通対応措置を設けるニーズに応じて、1968年に関税同盟が設立された。この時点から、関税同盟の加盟国間は貿易につき関税を廃止し、域外の関税領域に対しては同一の関税とその他の貿易規制が適用されるようになった。

<根拠法>

2004年5月のEU加盟以降、ハンガリーにはEUの関税法が直接適用されるようになった。ただし、EU関税法の施行に関しては別途国内法で規定されている。主な根拠法は以下のとおりである。

EU法：

- 欧州共同体関税法典（CCC:Community Customs Code）を制定する1992年10月12日付理事会規則2913/1992号
- 欧州連合関税法典(UCC: Union Customs Code)に関する2013年第952号の欧州議会および理事会規則
 - * 欧州共同体2008年450号の現代化関税法典が2013年10月30日より失効
 - * 欧州連合関税法典（UCC）の条項のうち、一部の条項は2013年10月30日に適用が開始され、残りの条項は2016年5月1日に適用される。これに伴い現行の関税法典（CCC）は廃止される
- 共同体関税法典の施行に関する欧州共同体1993年第2454号の欧州委員会規則（改正法令参照）
- 関税および統計的分類表、ならびに共通関税率に関する1987年第2658号の理事会規則（改正法令参照）および共同体関税率に関する1987年第2658号の理事会規則の改正に関する2010年第861号の欧州委員会規則（2011年1月1日より発行）
- 共同体関税免除制度を規定する2009年11月16日付理事会規則（EC）No 1186/2009

ハンガリー国内法：

- 共同体関税法の施行に関する2003年126号の法律（改正法令参照）
- 共同体関税法の施行に関する2004年第15号の財務省令（改正法令参照）

¹リスボン条約発効により、欧州共同体と残りの2つの柱は統合されることによって、共同体が消滅され、法人格を有する欧州連合が設立されました。

UCCの新規定の中では、例えば、通関システムの電子化（事業および関税機関間のすべての陳述書、申請書などが2020年までに完全に電子にて行わなければならない）、AEO制度の変更（セキュリティー管理および通関手続き簡素化の優遇の双方を受けるAEOF（ジョイントAEO資格）は廃止され、セキュリティー管理の優遇を受ける資格のAEOおよびA EOSのみ発行可能）、関税額の算出ルールの改正、さまざまな関税手続きにおける期限の改正などがある。

<関税当局>

2011年1月1日より、ハンガリーの税務局（APEH）とハンガリーの関税局（Vam-es Pe nzugyorseg）が統合された結果、国家税・関税庁（NAV）が設立された。

<欧州共同体ステータスと欧州共同体原産>

共同体関税法典によって、物品は共同体ステータスまたは非共同体ステータスを有するものとされる。EU域外から域内に搬入される財貨については、まずそれが欧州共同体ステータスを有しているか否かが判断される。欧州共同体ステータスを有している場合は、特に通関手続きを必要としない。欧州共同体ステータスを有していない場合は、関税の支払いなどの手続きが必要となる。

ここで、「欧州共同体ステータス」と「欧州共同体原産」を混同してはならない。一般的には、欧州共同体原産の財貨は欧州共同体ステータスを有しているが、欧州共同体ステータスを有していること自体は、欧州共同体原産と同等でないからである。例えば、日本からある部品をハンガリーに輸入し、その際関税を支払えば「EU域内で自由に使用・販売できる」という意味での欧州共同体ステータスを取得することになるが、この部品は欧州共同体原産ではない。原産の概念は、EUとそれ以外の国との貿易において互いに関税を支払う義務があるか否かを判断する際に重要である。

<関税率および分類基準>

EU加盟国の関税率および財貨の分類は、完全に統一されている。欧州連合が現在使用している関税率および分類制度は、次に基づいて定められている。

- a) 関税率表および統計品目表ならびに共同関税率表に関する欧州共同体1987年2658号の理事会規則（2011年1月1日より2010年第861号の欧州委員会規則により改正参照）の制定
および、
- b) 商品の名称および分類についての統一システムに関する国際条約（The International Convention on the Harmonized Commodity Description and Coding System - 通称「HS条約」）。

- a) 関税率表および統計品目表ならびに共同関税率表に関する欧州共同体1987年2658号の理事会規則（改正法令参照）は、対外的関税率表を制定することだけでなく、統計上のデータの収集、交換、公表にも使用するシステムを活用できることも目的としていた。この規則により、合同関税品目分類表（Combined Nomenclature）が作成され、そこまで使用された共同関税率表の品目表およびニメクセ（Nimexe）と呼ばれる統計上の品目表が統合された。さらに、合同関税品目分類表には、欧州連合への

輸出入品に適用される通商対応措置に応じて、同関税品目分類表に基づいた「欧州共同体統合関税表率」(TARICまたはタリク)が制定された。タリクは、同関税品目分類表を補完する制度であり、欧州連合への輸出入品に、追加的なコード番号を付記する制度である。このTARICには定率・定額の関税のみでなく、非関税障壁(金額および量的輸入制限、物品税など関税以外の税金、許可の取得義務など)に関する情報も含まれている。タリクは法律ではなくオンラインデータベースであり、公式ウェブサイトにて毎日最新版が公表される。

- b) 合同関税品目分類表による分類基準は、欧州連合も参加する「商品の名称および分類についての統一システムに関する国際条約(The International Convention on the Harmonized Commodity Description and Coding System – 通称「HS条約」)」に基づいている。

現在の全ての欧州連合対外関税記号は、8桁の合同関税品目分類記号(その最初の6桁の数字は、HSの項と号を示す)および2桁のタリク番号により成り立っている。

<イントラスタット (INTRASTAT) >

EU加盟により、他のEU加盟国との財貨の取引において、税関当局への申告は不要となった。しかし、ハンガリーとその他のEU加盟国との貿易について、新たな統計上の申告義務がある。税関の代わりに各当事者が統計データを収集し、毎月当局である中央統計局(KSH)に報告する義務がある。提出されたデータは、EUにおいてイントラスタット(INTRASTAT)として集計される。

次の場合には、中央統計局に統計データの報告が必要となる。EU加盟国と取引をしているEU納税番号を有する法人、または法人格を持たない事業者の義務として、財貨の一定の域内取得または域内供給を行う場合、そして一定の基準額を超える場合である。

なお、INTRASTATとEUROSTATを混同してはならない。EUROSTATは、欧州委員会統計局であり、信用性の高いEUの統計情報源となっている。

<関税率の事前確認制度>

関税率の確定には、物品分類を定めるタリクコードおよび原産国を判断する必要がある。関税率の確定のためのタリクコードおよび原産国を間違いなく確定できるように、欧州連合においては事前確認制度(BTI: Binding Tariff Information および BOI: Binding Origin Information)を設置している。これらの制度によって、加盟国の関税当局が、当該物品に関してBTIを発行し、事前確認制度で決定された関税分類コードおよび原産国を定める。加盟国の関税当局が発行したのであれば、BTIおよびBOIはEU域内で法的効力を持つ。当然ながら、他のEU加盟国の税関が確認した内容もハンガリーにおいて効力を持つ。

事前確認制度による確認申請は、申請者(企業)が居住するEU加盟国、あるいは当該商品が使用されるEU加盟国(最終仕向地)において可能である。

BTIは、通常6年有効であるが、場合によって（例えば、新たな品目表が発行される場合）その期間より早く効力を失う場合もある。

<AEO (Authorized Economic Operator - 認定業者制度) >

2001年の米国同時多発テロ以来、国際貨物の安全性を高めることが急務となった。しかしその一方で、増加する国際物流の円滑化もますます重要となっている。このような中で、世界の多くの国の税関当局が加盟している国際税関機構（WCO）などによって提唱されてきた、認定業者制度（AEO - Authorized Economic Operator）が、2005年から2006年にかけてEUの関税法に導入された。

これは、税関当局の審査に基づいて一定の安全基準を満たしているとみなされる企業を認定し、以後実施される通関手続きの簡易化（例えば、税関書類などの数が通常より少ない、輸出入税関届出に記載が求められる情報が少なく済むなど）を行うものである。ある加盟国が認定した認定業者というステータスは、他のEU加盟国でも認められなければならない。従って、ハンガリーで認定された認定業者は、ハンガリー以外の加盟国でも認定業者として認識される。

認定業者になるための申請については、NAVの各地方窓口（NAV területi igazgatóságai）が提出日から90日以内に判断する。申請書およびその他提出すべき書類に関しては頻繁に変更があるため、国家税・関税庁のホームページにて事前確認が必要である。

なお、日本とEUとの間の認定業者制度の相互承認について協定は2011年5月に発効した。

<輸入VAT>

ハンガリーでは、EU加盟に伴ってEU域外からの輸入VATの納付義務が一旦廃止された。このような措置は、他のEU加盟国でもあまり導入されておらず、EU域外からの輸入が多い企業にとってキャッシュ・フローの面から有利であった。

しかし、主に財政上の問題から、一定の条件を満たす企業（主にハンガリー国外への売り上げが一定金額を超える企業）を除いて、この制度は2005年7月から適用できなくなった。従って、多くの企業はEU域外からの仕入れの際に一旦VATを納付し、その後還付請求をしなければならない。

<EUの各種関税協定>

税関相互支援協定 (CMAA – CUSTOMS MUTUAL ASSISTANCE AGREEMENT)

EUは米国、カナダ、中国、韓国などの主要国と税関の相互支援協定を締結している。日本政府とも2008年1月31日に締結し、2月1日に発効している。本支援協定は、税関当局間において有害物などの密輸の防止、知的財産侵害物品の水際での取り締まり等を目的に情報交換を行うことや、通関手続きの簡素化・調和化等について協力することを規定している。また、本協定に基づいて前述のAEO（認定事業者制度）の相互認証手続きが取られる。

関税同盟協定 (CUSTOMS UNION AGREEMENTS)

EUはアンドラ公国、モナコ、サンマリノ共和国、およびトルコの4カ国と関税同盟条約を締結している。これにより、これら4カ国では対外的にEUと同一の関税率および措置を適用し、内部では一切の関税が課されない。ただし、国によって農産物や石炭・鉄鋼製品は除外されている。

欧州経済地域 (EUROPEAN ECONOMIC AREA)

EUは単一市場を拡大するため、EFTAと欧州経済地域条約 (EEA AGREEMENT) を締結している。この地域では、単一市場の基本理念である「物・人・サービス・資本の移動の自由」が保証されている。従って、これらの国との取引において関税が課されることはない。2004年にEUに加盟した新加盟国と共に、ハンガリーは2007年12月21日以降シェンゲン地域の一部となり、人の移動に関する制限もなくなった。

2015年1月現在、この地域は以下の31カ国からなる。

- EU加盟国 (28カ国) : オーストリア、ベルギー、ブルガリア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、イギリス、クロアチア
- EFTA (欧州自由貿易連合) のスイスを除く加盟国 (3カ国) : アイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタイン

汎欧州・地中海関税協定 (SYSTEM OF PAN-EURO-MEDITERRANEAN CUMMULATION)

EU、EFTAとトルコは地中海周辺諸国とも関税協定を結んでいる。これにより、加盟する国の生産物は、条件により他の加盟国においても国内原産とみなされ、優遇関税が適用されることが多い。

2015年1月現在、この地域は以下の43カ国からなる。

- EU全加盟国 (28カ国)
- EFTA (4カ国)
- フェロー諸島
- 地中海周辺10カ国 (アルジェリア、エジプト、イスラエル、ヨルダン、レバノン、モロッコ、パレスチナ自治区、シリア、チュニジア、トルコ)

その他の条約

EUは、上記以外に多くの国と関税条約を締結している。主なものには、アフリカ・カリブ・太平洋地域 (ACP – AFRICA, THE CARIBBEAN AND THE PACIFIC) や旧ユーゴスラビア諸国を中心とする西バルカン地域との条約が挙げられる。また、その他発展途上国などの地域を対象とした優遇関税条約 (GSP – GENERALISED SYSTEM OF PREFERENCES) も存在する。

＜通関手続きの種類＞

EUとそれ以外の国との取引に関する通関手続きには、以下の種類がある。

- 自由流通 (RELEASE FOR FREE TRADE)
- トランジット (域外商品のEU関税域内における移動、もしくは域内の商品のEU関税域内における移動)
- 保管 (保税倉庫への搬入もしくはフリーゾーン)
- 特別使用 (純輸入通関、一定の目的のための使用)
- 加工 (INWARDおよびOUTWARD PROCESSING)

自由流通

EUの関税市場における流通、私的消費および私費以外の目的のある域外の商品を自由流通できるようにする。この手続きにより、輸入関税およびその他税が課税され、商品に関する制限などが確定される。この手続きにより、域外の商品にEUステータスが与えられる。

トランジット

域外商品のEU関税域内における移動手続きによって、域外の商品は関税およびその他の課税などが課されずに、そして貿易制限などを与えずにEUの関税域内に移動される。

域内の商品のEU関税域内における移動手続きにより、域内の商品が当該商品のステータスに影響なくEU関税域内に移動される。

保管

保税倉庫への搬入：域外の商品は関税機関により特定された一定の保管所（保税倉庫）で関税機関の監督の下に保管できる手続きである。

フリーゾーン：加盟国はEU関税域の一部をフリーゾーンとして使用できる。

特別使用

純輸入通関：再輸出される域外の商品の特別使用に関する手続き。

一定の目的のための使用：特別使用目的のある商品を、減価課税を支払った後自由流通させる手続き。

加工

INWARD加工：域外の商品はEUの関税域内に関税などが課されずに、加工される手続きである。

OUTWARD加工：域内の商品は加工のための輸出後、加工された商品の域内への関税などが課されずに行われる輸入手続きである。

3 不公正・制限的な市場慣行の禁止 (2016年1月)

ハンガリーの不公正・制限的な市場慣行禁止に関する主な法律は、1996年第57号の法律（改正参照）、すなわち不公正な市場慣行および競争制限禁止法である（競争法）。競争法の規定は、実質的に欧州連合（EU）競争法の規定（リスボン条約第101条および102条）に対応している。

上記以外の主要な法律としては、広告活動の主な規定および制限に関する2008年第48号の法律、商務活動に関する2005年第164号の法律および内部告発に関する2013年165号の法律である。競争法の規定に違反した場合、行政、民事および刑事上の責任も問われるので、行政法、民法、刑法等の規定も参照すべきである。

競争法の執行については、ハンガリーの競争当局の経済競争局（GAZDASÁGI VERSENYHIVATAL）（www.gvh.hu）の管轄である。

競争法は、不公正な競争の禁止、ビジネス上の意思決定を不正に操作する行為、企業結合、支配的地位の濫用および競争制限的な合意や行為の禁止について規定する。

<不公正な競争>

不正な態様、特に競争事業者、取引の相手方および消費者の正当な利益を損ねるまたはそれを危険にさらす態様、またはビジネス上の信義に反する態様で事業者が経済行為を行うことは禁止されている。

特に、以下の行為は不正な競争行為とみなされる。

- 虚偽の申し立てや、事実を偽ること等によって競争相手の名声や信用を傷つけるまたは危険にさらす行為
- 不公正に事業上の秘密にアクセスもしくは使用し、または不法にそれを第三者へ開示または公表する行為
- 他の事業者の既存の経済関係を破壊し、またはその構築を妨害することを目的として、当該他の事業者に対し不公正に働きかけをする行為
- 表紙、包装、表示、名称、商標またはデザインの利用によって、商品が認識される場合において、その商品にかかわる競争事業者の承諾なしに、その商品を製造または流通させる行為
- いかなる方法によるかを問わず入札、オークションまたは証券取引の公平性を損なう行為

<ビジネス上の意思決定を不正に操作する行為の禁止>

経済競争をする上で、取引相手を騙すことは禁止される。特に、以下の行為は取引相手を騙す行為とみなされる。

- 商品の重要な性質（例えば価格、重要な品質等）について虚偽の事実を開示すること、事実を偽ること、誤解を招くような表示により商品の適正について偽ること、または商品の重要な品質について故意に取引相手の誤解を招くような情報を提供すること。

- 商品について、取引相手の決定に必要な重要な情報を秘匿、不明確に提示、誤解を招くように提示することによって、取引相手もしくは取引相手となりうる人の決定に影響を及ぼす、もしくはその可能性があること

上記以外にも、取引の相手方の選択の自由を不当に制限することを目的とする方法によりビジネスを行うことは禁止されている。

<経済的競争を制限する協定の禁止>

事業者間の協定または協調的行為や事業者団体、公共企業体、組合やその他の団体の決定（以下、「合意」という）は、競争を妨げる・制限する、もしくは限定することを目的とする場合には禁止される。また、そのような影響を及ぼすもしくはそのような恐れがある場合にも禁止される。

特に、以下のような行為は上記に該当するものとして禁止される。

- 直接または間接的に、購入価格、販売価格またはその他の取引条件を決めること
- 製造、流通、技術開発、投資を制限またはコントロールすること
- 供給者の割り当て、供給者選択の制限、または特定グループの消費者もしくは取引先に対する商品販売の拒絶
- 市場分割、市場からの排除、販売先の選択に関する制限
- 市場参入の妨害
- 同様な数量や条件での取引において、対価の設定、支払期間その他の取引条件につき特定の取引先を差別的に取り扱い、当該取引先を競争上不利にする行為
- 通常契約の性質や、契約の対象となる商品の通常の用法からは導けないような内容の義務を契約の内容に盛り込むことを、締結の条件とする行為

競争者間の合意は、価格カルテルや市場分割の場合を除いて、当事者の合計市場シェアが10%以下であれば違反とはならない。また、一括適用免除や個別の適用免除の対象となる行為については、自動的に法の適用が免除される。

<支配的地位の濫用の禁止>

支配的地位を濫用してはならない。特に、以下の行為は支配的地位の濫用とされ、支配的地位を有する事業者は行ってはならない。

- 取引関係において、一般的な契約条件を適用する場合を含めて、不公正な購入価格または販売価格を設定すること、または不当に自己に有利な条件を定めたり、相手方に不利な条件を受け入れるよう強制すること
- 生産、流通または技術開発を制限することによって、最終的な取引先に損害を与えること
- 正当な理由なく取引関係の構築または維持を拒絶すること
- 不当な利益を得るために他の事業者の経済合理的な意思決定に介入すること
- 価格上昇の前に、もしくは値上げをするため、または不当な利益を得ることを可能とする態様で、もしくは他の者を競争上不利にする態様で、正当な理由なく、商品を流通から引き上げること。または商品を市場に出ないように保留すること。
- 商品の提供または受領に際して、他の商品の提供または受領を条件とすること、さらには、通常契約の性質や契約の対象商品の通常の用法からは導けない義務を、契約締結の条件にすること

- 同等な数量や性質の取引において、正当な理由なく、対価の設定、支払期間、その他の取引条件につき特定の取引先を差別的に取り扱い、当該取引先を競争上不利にすること
- 競争事業者と比べて、大幅に効率的でないにもかかわらず、極端に低い価格を設定し、競争事業者を関連市場から排除、または関連市場への参入を妨害するおそれのある行為
- 関連市場への参入を正当な理由なく妨げること
- 正当な理由なく、競争事業者にとって不利な市場環境を作出すること、または不当な利益を得る目的で競争事業者の経済合理的な意思決定に介入すること

支配的地位を有しているかどうかについては、関連市場への参入および関連市場からの撤退に関するコストやリスク、並びに技術上、経済上または法律上の条件、事業者または事業者グループ全体の資産状況、財務力および収益性、並びにこれらの推移の状況、関連市場の構造、関連市場における市場シェア、他の市場参加者の行動、事業者または事業者グループ全体の市場へ及ぼす経済的影響力等が考慮される。

<企業結合規制>

結合される事業者グループの、ハンガリーにおける前事業年度の売上高の合計額が 150 億フォリントを超え、かつ、結合される事業者グループの中でハンガリーにおける前事業年度の売上高が 5 億フォリント以上の会社がグループ内に 2 社以上ある場合、一定の企業結合には経済競争局の許可が必要とされる。

前事業年度の売上高を計算する際、購入時までの 2 年間に購入される事業者のグループ企業を買収していた場合、すでに買収した企業の売り上げを事業者グループの売り上げとして計算し、経済競争局の許可を取得する必要があるか判断しなければならない。

競争局への許可申請は、企業結合の実行以前にしなければならない。2014 年 7 月 1 日以降は、競争局の許可を取得する前には企業での議決権を行使できない。

結合によるその企業の売上高が、EU 企業結合規制に定められた額に達する場合は、競争局でなく、欧州委員会の認可が必要とされる。

<ドーン・レイド（立入検査）>

経済競争局または欧州委員会には、カルテル行為を効率的に発見するために、事前通知をせずに立入検査（ドーン・レイド）を行う権利がある。立入検査に関する権限が大変幅広く、個人の家、コンピューター等まで捜査する権限が与えられている。

<リニエンシー>

リニエンシーは、カルテル行為を効率的に発見できる手段の一つである。リニエンシープログラムでは、競争局のカルテル調査に協力する事業者は、制裁金の全額または一部免除を受けることができる。

行政上の免除を受けられる場合、当然刑事上の責任に対する刑罰の免除は認められるケースがある。さらに、行政上の免除を受ける場合、競争法違反に関与した事業者の民事上の責任（例えば損害賠償責任）は、他の関与者からの回収が不可能な限り、免除される。

行政上免除を受けた事業者であっても、違法行為によって生じたすべての被害に対して無限の、かつ連帯の責任を負うことになる。ただし、勝訴した原告が違法行為に関与した他の事業者から賠償を受けることに限り、行政上責任を免除された事業者は責任を問われない。

また、行政上の免除が与えられる場合、ハンガリー国内の競争法執行手続きについての免除のみが認められたに過ぎず、外国（EUも含む）の競争当局による調査についても免除されたことにはならない。

<報酬制度>

2010年4月1日に発効された競争法改正により、カルテルの存在を競争当局へ報告する一定の者（例えば従業員、元従業員等）が、カルテルに関する証拠を競争当局へ提出した場合に限り、課せられた制裁金の1パーセント、最大5,000万フォリントの報奨金を受け取ることができる。

4 知的所有権の保護 (2016年1月)

<特許>

特許権保護に関する1995年第33号の法律によれば、新規に利用可能な、技術分野における発明は特許を取得することができる。ハンガリー法は、製品と工法の両方について特許権保護を認めている。ハンガリーにおける特許権保護の適格要件は、新規性、発明性および産業上の利用の概念を含め、多くの他の先進国における要件と同じである。

従業員によって行われた発明は、二つのタイプに区別することができる。①職務発明は、発明の分野で方法を案出することが職務である者の発明であり、②従業員発明は、新規の発明を行うことが当該従業員の職務でない場合である。

職務発明については、特許は発明者の法定承継人としての雇用主に法的に帰属する。逆に従業員発明の場合は、特許は、発明者に法的に帰属する。雇用主は、当該発明を利用する権利を有するが、職務発明や従業者発明を利用する権利にかかるロイヤルティを支払わなければならない。

職務発明が売却・処分される際、次の場合には、発明者は雇用者からロイヤルティを受け権利を有する。

- 発明が特許により保護されている場合には、売却の開始時から特許権による永続的保護が終了したであろう時点までの間、ロイヤルティの支払いを受けることができる。
- 雇用主による権利放棄または維持費の不払いのため、発明の特許による永続的な保護が終了した場合には、売却の開始時から特許権が期間満了により終了したであろう時点まで、ロイヤルティの支払いを受けることができる。
- 発明が秘密にされていた場合には、売却の開始から、①発明の公表時、または②発明についての雇用主に対する通知がなされてから20年経過時、のいずれか遅い時期までの間、ロイヤルティの支払いを受けることができる。

特許権保護は、申請の公表により生ずる。保護の効果は、申請の日に遡及する。公表による保護は暫定的なものであり、申請者が発明の特許権を受けるときに永続的なものとなる。特許権保護に基づき、特許権者は、発明を利用する排他的な権利を有する。永続的な特許権保護は、申請日から20年間である。

当局であるハンガリー知的財産庁 (Hungarian Intellectual Property Office) は、産業特権保護のための国の行政機関であり、特許権の付与はこの機関が行う。上記に加え、ハンガリー知的財産庁はさまざまな特権に関する手続き、また、ヨーロッパ特権や国際特権に関して法律で定められている業務を行う。外国人は、ハンガリー知的財産庁に関するすべての事項について、当国に登録されている弁理士または特許エージェントに代理を委託しなければならない。

<地理的表示および原産地表示>

地理的表示および原産地表示は、何らかの意味で地理的起源に基づく特徴を備えた製品を保護するためのものである。原産地表示は、製品と特定の地域との関係が極めて密接で

あることを示す（例えば、チーズのロックフォール村）。地理的表示は、ある地域との間により緩やかな結びつきがあることを示しており、例として、製造の一過程がその地域で行われる場合が、これに該当する（例えば、トカイ・ワイン）。

<植物品種保護権>

植物品種保護権は、植物の新種を保護するための登録制度の知的財産権である。

<商標>

商標および地理的表示に関する1997年第11号の法律によれば、語、語の組み合わせ、文字、数、図形、絵、平面または3次元の像、色彩、色彩の組み合わせ、光信号、ホログラムまたは音声は、標章として商標の保護を受ける可能性がある。標章は、次の場合は保護から除外される。

- 公の秩序や公共道徳に反する場合。
- 当該商品やサービスの種類、質、原産地、およびその他の特徴について消費者に誤解を生じさせるおそれがある場合。
- 悪意をもって登録申請された場合。

商標の保護は、登録申請日まで遡及して効果を生ずる。登録申請日から10年間有効であり、さらに10年間ずつ何回も更新することができる。商標権者は、当該商標を排他的に使用する権利を付与される。商標にかかる事項は、ハンガリー知的財産庁の管轄に属する。外国人は、商標にかかる手続きを代行させるため、当国に登録されている弁護士またはエージェントに手続き権限を授与しなければならない。

<著作権>

著作権に関する1999年76号の法律は、文学、科学および芸術の作品を保護する。規則の主な目的は、印刷物作品（科学、文学作品、政治ジャーナリズム）、公共の場でのスピーチ、戯曲、楽曲、建築作品、芸術写真、ソフトウェア、データベース等の保護である。著作権は、作品を創作した者に属する。他の作者のリライト、翻案または翻訳も、ユニークで独創的な特徴をもっていれば、著作権による保護を受けられる。著作権および著作権隣接権は、ハンガリーにおいて独自の著作物を作成したときに、自動的に発生する。ハンガリーにおいては、著作権を登録する必要はない。著作権を（法律で定めている例外を除いては）譲渡することはできない。SOCIETY OF ARTS, HUNGARIAN BUREAU FOR THE PROTECTION OF AUTHORS RIGHTSは、組織の形で運営している、著作権保護を目指す組織である。

著作権法により、雇用主が著作物に関する金銭上の権利を譲渡する場合、または従業員により創出された著作物を第三者に対し使用権を許諾する場合、従業員は著作者として、ロイヤルティを受領する権利を有する。

<意匠権>

意匠権は、製品の全体または一部の外観を保護する。意匠権による保護には、外形、色彩、形状、質感または装飾を含むことができる。

<実用新案保護>

実用新案保護は、特許の取得が可能な発明の水準に達していない、新規の技術的解決法にの登録に関する保護制度である。実用新案保護に基づき、権利保有者は実用新案を利用し、または他者に対し使用を許諾するにつき、独占権を有する。保護期間は10年で、その後、実用新案は公有に帰する。

5 外国為替および外国貿易管理 (2016年1月)

<為替政策>

体制転換後、1991年に当国の為替政策は、大幅一括切り下げ方式から需給関係を小刻みに調節する小刻み切り下げ方式に移行された。同時に、為替相場の計算対象となる通貨バスケットの構成も変更された。1993年はドルとマルクを各50パーセントとする通貨バスケットであったが、1994年以降はECU70パーセント、ドル30パーセントのバスケットが採用された。

輸出競争力強化が国策となり、1994年には8パーセント、1995年には9パーセントの通貨切り下げが実施された。1995年にはクローリング・ペッグ制（一定割合で通貨を切り下げる制度）が導入された。

2001年10月からは、今後のEU加盟とユーロ導入を見据え、事実上変動相場制に移行した。なお、この時点で設定レートからの変動幅を上下15パーセントに制限する変動枠を設けたが、同変動枠は2008年2月に廃止された。

2006年の4月の総選挙後に、政府社会党は、財政赤字が大幅に拡大している事実を公表し、国民から大きな反発を受けた。2008年秋に金融危機の直撃を受け、その後景気は低迷、現在IMFなどの資金支援を得ながら、財政再建、金融安定感に努めている。政府はユーロ導入時期について、2020年以降を見込んでいる模様である。

為替相場は、ハンガリー経済の順調な成長により、2001年からフォリント高に向かい、2002年末から翌年1年半ばにかけては、1ユーロ=235フォリント台まで上昇した。このため、ハンガリーを製造拠点としてEUなどに輸出してきた、外資系を中心とする企業の多くが、フォリント高に苦慮していたことなどから、国家経済省および中央銀行は競争力向上のため、2003年6月4日にフォリントの対ユーロ交換レート（中央レート）を2.26パーセント切り下げ、1ユーロ=282.36フォリントとした。その後、1ユーロ=250フォリント弱で推移してきたが、2006年4月の総選挙を前に財政赤字拡大や総選挙の行方への懸念などから徐々にフォリント安となり、7月初めには1ユーロ=282フォリントまで下落した。2008年には対ユーロ変動幅の廃止、インフレ抑制のための連続利上げなどの影響により、7月には1ユーロ=230フォリント前後までフォリント高となった。しかし、2008年9月の米国のリーマンブラザーズ破綻以降、金融危機の直撃を受けて金融市場は混乱、フォリントは急落、2009年2月には1ユーロ=300フォリント超になり、2015年1月には1ユーロ=310～325フォリントまで急激に変動している。

2013年10月1日より、ハンガリー金融監督庁とハンガリー中央銀行は統合し、ハンガリー金融監督庁の権利義務はハンガリー中央銀行に帰属することになった。

<為替管理>

1996年1月から施行された外国為替法により、フォリントは他通貨と交換可能となったが、政府当局はその後も為替自由化を推進し、2002年6月外国為替に関するほぼすべての制限を撤廃した。この結果、ハンガリーでは外国為替取引はほぼ自由化された。

主なルールは以下の通りである。

- a) 事業者は自由に外貨を購入することができる。

- b) 原則、貿易取引、旅行代理店など国際取引を行う事業者は、国内の公認金融機関に設けた交換可能な外貨口座で、輸出関連の売上高をそのまま管理し、支払いができる。
- c) 国内事業者と非居住者である外国企業の貿易等の国際取引では、基本的に外貨での支払い（送金）が可能である。
- d) 居住者間、居住者と非居住者の間の取引について、ハンガリー国内で支払いが行われる場合、フォリント・外貨とも支払いは可能である。
- e) 居住者は当局の許可なく国外で外貨口座を持つことができる。
- f) 合法的に得た利益は自由に送金できる。

<証券・金融市場によって行われる取引>

満期が365日未満のオープン・エンド投資基金のための共同投資証券、譲渡可能証券および債券、または他の債務証券は、ハンガリー中央銀行の許可がない限り、発行できない。非公開で売りに出す場合は、その旨をハンガリー中央銀行に届け出る必要がある。外国企業が所持する株式またはその他の証券、債券その他の債務証券、共同投資証券、金融市場取引手段および非居住者が発行した譲渡可能証券は、ハンガリー中央銀行の許可を得て、ハンガリー国内にて公開で売り出すことができる。非公開で売りに出す場合は、その旨をハンガリー中央銀行へ届け出る必要がある。

6 小売店規制 (2016年1月)

小売業については、①新規店舗建設、増築に関する規制、②日曜営業等に関する規制、③赤字企業に関する規制、がある。また、たばこ小売販売は、2013年7月から営業権（コンセッション）を得た事業者のみが可能である。

<新規店舗建設、増築に関する規制>

小売業の場合、400平米を超える新規店舗建設および増築は、原則禁止である。例外扱いを求めるには、政府内の小委員会に申請する。小委員会の審査した結果の意見を元に、ハイドゥ・ビハル県庁が決定する。決定に対し異議申し立てがあった場合は、ヘヴェッシュ県庁が最終決定する。（増築においては、既存店舗床面積と併せて400平米超になる場合）

<赤字企業に関する規制>

食品を含む日用品の販売事業に従事する小売業は、2年間業績が赤字になった場合、日用品販売事業を廃止しなければならない。

対象企業：

- a) 日用品の売上高が、全体の売上高の半分以上を占めている事業者
- b) 日用品の売上高が2年連続で150億フォリントを超えている事業者
- c) 2年連続で損失を計上、もしくは利益ゼロの事業者

施行日： 2015年1月1日（よって、2015年、2016年に赤字決算となった企業は、2017年以降日用品販売は行えないことになる。）

7 外資に対する規制 (2016年1月)

<規制業種・禁止業種>

外国企業の法人設立に対する制限は、一般的にない(内外無差別)。国家経済にとって重要とされる国有企業については、国家資産に関する法(2011年制定 CXCVI号)により、買収には制限があるケースがある(例:輸出入銀行、ハンガリー郵便会社、ハンガリー電力会社、ハンガリー国鉄、陶器メーカー「ヘレンド」、各地域の森林管理会社など)。

<外国企業の土地所有の可否>

ハンガリー国内もしくはEEA内に設立された法人は、農地・森林でない限り、土地の取得、所有が可能であるが、EEA以外に設立された法人の(農地・森林以外の)土地取得にあたっては地方自治体の許可が必要である。

<資本金に関する規制>

外国企業の資本参加の有無にかかわらず、会社の形態により最低資本金額が定められている。100%の外資出資も可能である。

最低資本金額:

- a) 株式非公開会社(Zrt) : 500万フォリント(現物出資でも可能)
- b) 株式公開会社(Nyrt) : 2,000万フォリント
- c) 有限会社(Kft) : 300万フォリント(現物出資でも可能)

*新民法が2013年2月に制定(2014年3月15日施行)制定され、会社の最低資本金額が、同法においては300万フォリントに引き上げられた(民法施行日:2014年3月15日。ただし、既存有限会社の資本金増額については、2016年3月15日までに実施すれば良いよう2年間の猶予期間が設けられた)。

- d) その他:合名会社、合資会社については、最低資本金の規定なし

8 エネルギー効率に関する義務 (2017年2月)

<エネルギー監査義務>

2015年7月に発効された法律「エネルギー効率に関する2015年57号」により、①従業員数が250名を超える、②ネットの売上高が5000万ユーロを超える、③合計資産が4300万ユーロを超える、のいずれかの条件に当てはまる企業は、4年ごとにエネルギー監査が義務付けられることとなった。ただし、企業がEN ISO50001を有する場合はエネルギー監査の義務が免除される。

エネルギー監査は、企業が入居する建物のエネルギーパフォーマンスの可視化、効率の改善によるコスト削減を目的としている。エネルギー監査の対象は建物の所有者であるが、建物が自己所有でなく賃借の場合でも、賃貸する不動産の面積が当該不動産の面積の50%を超える場合、賃貸人もエネルギー監査の対象となる。

エネルギー監査では、建物のエネルギー効率、エネルギー使用方法、エネルギー消費量に関し、パフォーマンス指標、目的、目標を定めた行動計画を立案し、改善するために必要なシステムやプロセスが確立されているか、また改善の推進状態についてチェックされる。

エネルギー監査においてエネルギー使用の目標値が設定されることはなく、実際にエネルギーの節約ができていない場合でも違法となることはない。エネルギー監査において作成されるレポートは、あくまで効率化を進める仕組みが構築されているかどうかの問題とされ、監査が大企業のエネルギー節約のモチベーションにつながることを期待されている。

エネルギー監査は、エネルギー当局に登録された、法で定められた条件を満たす自然人もしくは法人によって行われる。

対象企業が監査義務を怠った場合、当局から勧告通知が出される。その通知の受領日から90日以内に監査義務を履行しない場合、最大1,000万フォロントの制裁金が課される可能性がある。

対象企業には、毎年6月30日までにエネルギー当局のホームページ (<http://www.mekh.hu/elerheto-a-kotelezo-nagyvallalati-regisztracio-formanyomtatvanya-villamos-energia>) に登録する義務がある。登録義務を怠った企業に対しては、最大100万フォロントの制裁金が課される可能性がある。また、対象企業には毎年、前年のエネルギー使用量、エネルギー改善のために行った措置、そして来年の計画措置およびエネルギー使用量について、エネルギー当局に届け出る義務も課せられる。義務を怠った場合、最大100万フォロントの制裁金が課される。

エネルギー監査を求められる「大企業」の範囲が理解しにくいことから、2016年12月21日より、税務局が年次報告書のデータに基づいて「大企業」のリストをエネルギーおよび公共規制機関へ送ることが義務付けられている。

また、エネルギー監査の対象となる大企業はエネルギーおよび公共規制機関登録をする必要があり、今まではその登録料が無料であったが、17年からは10万フォロントの支払いが必要となっている。エネルギー監査を最初に行った時期に関わらず、2番目の監査を2019年6月30日までに実施する必要がある。

＜エネルギー専門担当＞

エネルギー専門担当は自然人、法人のどちらでもよいが、独立した存在でなければならない。企業の従業員株主、マネージングダイレクター、サイン権のある従業員等はエネルギー専門担当として選任できない。エネルギー専門担当は、ハンガリーのエネルギーおよび公共規制機関（Hungarian Energy and Public Utility Regulatory Authority）への登録が必要である。登録するためには、電気工事技術者、機械工学者等の卒業証書および職歴について証明する必要がある。

エネルギー専門担当の主な役割は、企業運営においてエネルギーの使用効率を改善できる方法、技術の紹介、企業の省エネ対策によって実施された結果の評価、企業のエネルギー消費についての毎月の報告書の作成、企業のエネルギー使用量についての報告書作成への協力、ホームページでの情報公開等である。

エネルギー専門担当への依頼について、30日以内にハンガリーのエネルギーおよび公共規制機関に届け出る義務があるが、届け出を怠った企業には20万～200万フォリントまでの課徴金が科せられる。なお、この登録機関は2017年6月30日までモラトリアムが与えられているため、それまでは課徴金が課せられない。

エネルギー専門担当を依頼する企業は、エネルギーの使用について、そしてエネルギー使用を改善するために導入された技術によって実施した省エネのデータについて、ハンガリーのエネルギーおよび公共規制機関に報告しなければならない。報告義務を怠る企業に対しては、最大100万フォリントの課徴金が科せられる。

9 個人情報収集の際の注意点 (2016年9月)

ハンガリー情報法 (A magyar Infotörvény (2011. évi CXII. törvény)) では、個人情報を収集する際に、収集する対象に通知しておかなければならないことが規定されている。名刺交換で収集した情報を、個人で利用する場合は通知する必要はないが、その情報を他者に送る場合などは、通知したうえで合意を得る必要がある。

<個人情報収集の際の通知に求められる要件>

ハンガリー法 (A magyar Infotörvény (2011. évi CXII. törvény)) では、個人情報を収集する際には、被収集者に対して誤解を与えないようわかりやすく通知することが求められている。また、個人情報にはさまざまなものが存在するが、収集の際には必要最低限に抑えることが求められており、情報収集の目的、法的根拠、利用の方法、保存期間、管理者、また、情報の利用者アクセスできる対象を明記し、事前通知しておき、その利用に対して同意を得ておく必要がある。事前通知の文面は、誤解を与えないよう分かりやすい文面であることが求められており、通知の文面は一般的に必要なと思われる内容すべてを網羅したものを使い回すことは、ハンガリー法では認められていない。個別の収集に合わせた必要最小限の項目のみを通知する必要がある。

<収集者の情報>

収集者の名前 (法人名)、住所、連絡先などがある。収集者が複数存在する場合はそのすべてを明記しておく必要がある。

<収集の目的>

個人情報を、どのような目的のために収集するのかを明確にしておく必要がある。また、収集した情報を目的達成のために利用することの合意を得ておく必要がある。

<収集の法的根拠>

労働法に基づく等、法的根拠のある情報収集の場合は、その法的根拠を明記しておく必要がある。セミナー等企業活動のために情報収集を行う場合は、ハンガリー情報通知法の5条の1項に基づいて、適切な収集が行われていることを明確にしておく必要がある。

<収集する情報の定義>

情報収集の目的を達成するため、どのような情報が収集されるのかを明記しておく必要がある。オンラインフォームなどで入力する内容が決まっている場合でも、通知には収集する情報をリスト化しておく必要がある。

<誰が情報にアクセスできるのか>

収集された情報に誰がアクセスできるのかを明確にし、データが加工される場合は、その加工者の情報も記載しておく必要がある。

<情報の保存期間>

情報の保存期間は明確にする必要があり、「一定期間」など曖昧な表示は認められない。ハンガリー法により定められた期間を超えて保存する場合は、その理由も明記する必要がある。また、次回のイベント案内に利用するという期間標記は認められるが、利用することに対して同意を得ておく必要がある。

<国際移転の可能性>

情報が国際移転される場合は、それについて明記しておく必要がある。欧州で国際データ移転が認められた以外の国（日本を含む）に移転される場合は、適切な保護がない国にデータが移転される事実、その移転にかかるリスク等についても明記しておく必要がある。

<データがどのように守られているか>

データがどのような技術で守られているかを通知しておく必要がある。

<データ供給者の権利>

データ供給者の権利について明記しておく必要がある。また、データ供給者がその権利を行使する際の問い合わせ先、問い合わせ可能期間を明記しなければならない。

以上